



薬第1558-2号
令和4年8月30日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和4年8月30日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) 1—（シクロブチルメチル）—N—（2—フェニルプロパン—2—イル）—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類

【通称名】CUMYL—CBMINACA

(2) [(2S, 4S)—2, 4—ジメチルアゼチジン—1—イル] [(8R)—6—メチル—9, 10—ジデヒドロエルゴリン—8—イル]メタノン及びその塩類

【通称名】LSZ、LA—SS—Az

(3) 1－(4－フルオロ－3－メチルフェニル)－2－(ピロリジン－1－イル)ペンタン－1－オン及びその塩類

【通称名】 4－f l u o r o－3－m e t h y l－ α －P V P、M F P V P

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和4年8月31日

大阪府健康医療部

生活衛生室薬務課

麻薬毒劇物グループ

TEL: 06-6941-9078 (直通)

FAX: 06-6944-6701